

開発許可申請書添付図書

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
開発行為許可申請書 (様式有り)	省令別記様式第2・第2の2		○	○	○
開発許可特例協議 申出書 (様式有り)	市細則第4号様式		—	○	○
設計説明書 (様式有り)	市細則第17号様式	・設計の方針、開発区域内の土地の現況、土地利用計画、公共施設の整備計画等を記載すること。	×	○	○
資金計画書 (様式有り)	省令別記様式第3	・収支計画及び年度別資金計画を明示すること。 ・金融機関の発行する融資証明書又預金等残高証明書を添付すること。	△ (※1)	1ha 以上○ 1ha 未満△ (※1)	○
公共施設の管理者の 同意書			○	○	○
公共施設の管理者と の協議経過書			○	○	○
水道事業者との協議 経過書			×	○	○
開発行為の同意書 (様式有り)	市細則第18号様式	・開発区域内等権利者一覧表(市細則第18号様式別紙)を添付すること。 ・同意者の本人確認書類(※2)を添付すること。	○	○	○
土地の登記事項証明 書		・申請時から3月以内に作成されたものであること。	○	○	○
設計者の資格に関する 申告書 (様式有り)	市細則第19号様式	・卒業証明書又は資格証明書を添付すること。	1ha 以上○ 1ha 未満×	1ha 以上○ 1ha 未満×	1ha 以上○ 1ha 未満×
申請者の資力及び信用に関する 申告書 (様式有り)	市細則第1号様式	・以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・役員(※4)の住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・暴力団等に該当しない旨の誓約書 ・法人税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ)	△ (※1) (※3)	1ha 以上○ 1ha 未満△ (※1) (※3)	○

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己居住	自己業務	自己用外
		・暴力団等に該当しない旨の誓約書 ・所得税及び事業税の納税証明書 ・直前事業年度の財務諸表			
工事施行者の能力に関する申告書 (様式有り)	市細則第 2 号様式	・以下の書類を添付すること。 【法人の場合】 ・法人の登記事項証明書 ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※5) 【個人の場合】 ・住民票の写し又は個人番号カードの写し(表面のみ) ・建設業の有効な許可があることを示す書類(※5)	△ (※1)	1ha 以上○ 1ha 未満△ (※1)	○
他法令に基づく許可書等の写し			○	○	○
設計図面		・各図面ごとに作成者の記名及び押印又は署名をすること。 ・各図面の作り方等については、開発許可申請書添付図面を参照のこと。	○	○	○
都市計画法第 3 4 条該当に関する申告書		・法第 3 4 条 1 号から第 1 3 号までのいずれかに該当することにより許可を受ける場合には法第 3 4 条に該当する申告書及び該当号に応じた必要図書を添付すること。	○	○	○
開発審査会の議を経た旨の通知書の写し		・法第 3 4 条第 1 4 号に該当することにより許可を受ける場合に添付すること。	○	○	○
市民農園開設認定書の写し		・市民農園整備促進法第 1 2 条第 1 項の規定に基づき法第 3 4 条第 1 4 号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り添付すること。 ・市民農園の区域並びに市民農園施設の配置及び種別を表示した図面を添付すること。	○	○	○
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 6 条第 1 項に規定する基本計画に即し行われる開発行為であること		・地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第 3 1 条第 3 項の規定に基づき法第 3 4 条第 1 4 号に該当するものとみなされた開発行為に係る申請に限り添付すること。 ・地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令第 8 条第 2 項の協議	○	○	○

書類の名称	様式根拠	明示すべき事項、添付書類、作成留意事項	添付要否		
			自己住居	自己業務	自己用外
を証する書面		に係る基本計画に添付した図面の写しを添付すること。			
義務教育施設の設置 義務者との協議経過書		・当該開発区域内に居住することとなる者がある場合に限り添付すること。	20ha 以上 ○	20ha 以上 ○	20ha 以上 ○
一般電気事業者及び 一般ガス事業者との 協議経過書			40ha 以上 ○	40ha 以上 ○	40ha 以上 ○
鉄道事業者及び軌道 経営者との協議経過書			40ha 以上 ○	40ha 以上 ○	40ha 以上 ○

(注) 上記は、通常添付が必要な図書であり、別途必要な場合もあります。

※1 宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第1項又は第30条第1項の許可を要する工事の場合は、提出が必要。

※2 同意書の本人確認書類とは、以下の書類をいう。なお、本人確認書類の添付は、関係権利者の同意についてのみ必要であり、周辺権利者等の同意については不要。(関係権利者及び周辺権利者等については、山口県開発許可ハンドブック P7-34 参照)

- ・印鑑登録証明書(同意書に同意者の実印が押印されている場合)
- ・印鑑証明書(法人の場合に限る)
- ・住民票の写し
- ・個人番号カード(表面のみ)
- ・運転免許証
- ・運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)
- ・在留カード又は特別永住者証明書
- ・これらに類するものであって、氏名、生年月日及び住所を証する書類として知事が認めるもの

※3 完了公告の事務処理時において、提出不要としている法人の全部事項証明書又は住民票の写しの提出が必要。

※4 法人の役員とは、法人の業務を執行する者・事業について決定権を持つ者。

例) 株式会社における会社法上の役員の中の取締役など

※5 建設業許可証の写し又は「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」を活用した資料